

□取締役等の労働災害について□



取締役等が業務中にケガをしてしまった場合、基本的に労災保険を使うことができません。労災保険は対象が労働者に限られているためです。代わりに健康保険を使えないか、と思われるかもしれませんが、工作中的の負傷・疾病に対しては健康保険を使うこともできませんので、結果的に取締役等に労災があった場合の医療費は全額自己負担になってしまうケースがあります。労災保険には中小事業主の特別加入制度が用意されていますので、今回はその制度について確認していきましょう。

そもそも特別加入制度とは

労働者に関して成立している労災保険関係を前提として、代表取締役や取締役を労働者とみなすことによって、当該代表取締役や取締役に対する労災保険の適用を可能とする制度です。(事業主の立場で行われる業務を除く)

加入条件は？

一定規模の中小事業（業種によって右図のとおり。）の取締役等であり、なおかつ労働保険に関する事務を労働保険事務組合に委託していることが加入条件です。

事業の種類	労働者の規模
原則	常時 300 人以下
卸売業またはサービス業が主たる事業	常時 100 人以下
金融業・保険業・不動産業又は小売業が主たる事業	常時 50 人以下

労働保険事務組合とは

事業主が行うべき労働保険料の納付や、その他の労働保険事務処理を事業主に代わって行う団体です。一般的に商工会議所や協同組合、社労士事務所等が運営主体になっています。

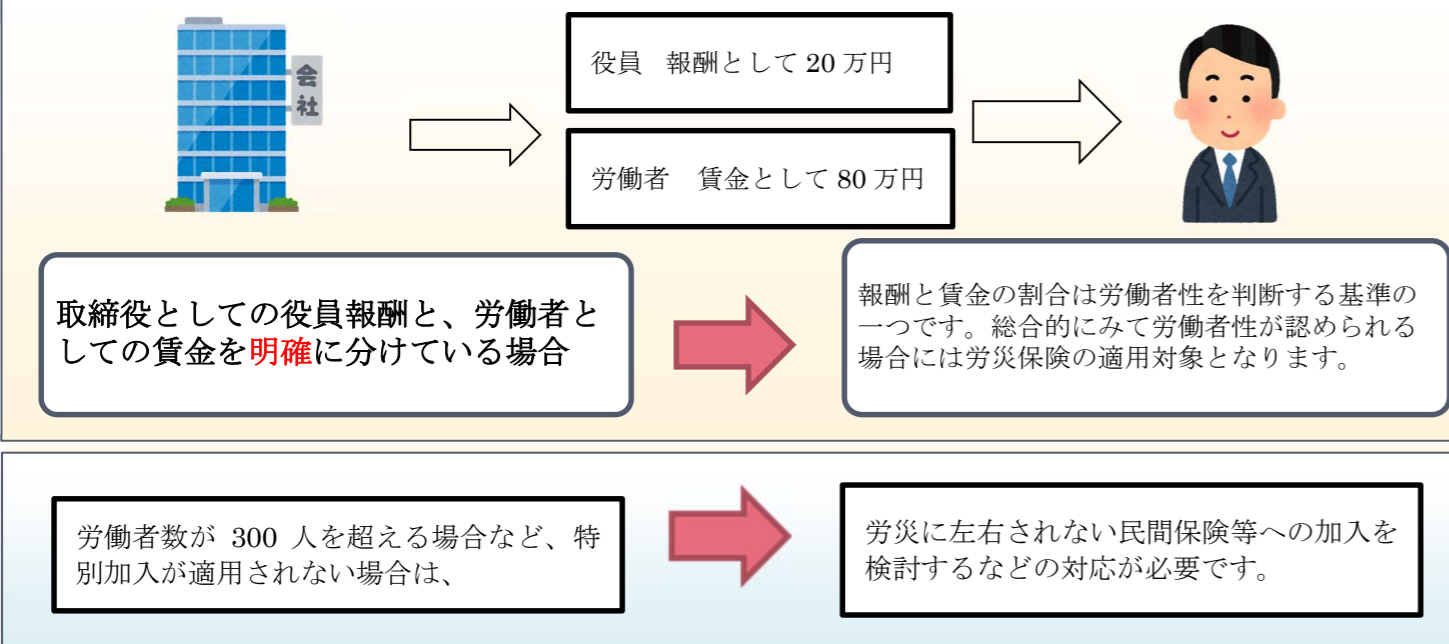
どのような給付が受けられる？

工作中的の負傷・疾病に対する治療費のほか、休業期間中の休業補償給付、障害給付や遺族給付等が受けられます。

保険料は？

選択した給付基礎日額（4,000 円～25,000 円）と、業種ごとの保険料率に応じて保険料が決まります。比較的保険料の低い小売業・飲食店であれば、年間 3,832 円～27,375 円程度の保険料です。

取締役等でも労災の適用が受けられるケース



取締役等が業務中にケガをした場合は、労災保険も健康保険も使えないというケースがありますので、万が一の場合に備えて労災保険の特別加入を検討してください。なお、労災保険の特別加入には建設業の一人親方や個人タクシーの運転手等も加入することができます。
《筆者：山崎》

お知らせ

労働保険の年度更新

賃金台帳と工事台帳（建設事業）をもとに労働保険料の精算を行いますのでご協力をお願い致します。

自然との共生



すっかり春本番になってきました。連休には日光又は足尾方面の低山を歩こうかと考えています。100 名山と呼ばれる山は梅雨明けでないと登れないので、しばらくは低山で足腰を慣らします。最近の「古賀志山」はマイクロバスでの団体登山者も多く、いつも駐車場は満杯です。ヤマブキ、アカヤシオ等綺麗な一言です。



私のひとこと

5月の大型連休が終わりました。4月入社の新入社員（学卒）はこの休みを終え、緊張感をもって出勤されていることと思います。新人の研修については、私なりの考えを、そして、身に付けていただきたい実務をわかりやすい言葉で説明していますが、役に立っているのかが心配です。

「学校は月謝を払って学習するところ」→「会社は自分の給与を生み出すところ」

また職場では、
①人間関係を選べない②仕事は自分で勝手に選択できない③仕事の好き嫌いは通用しない等々がわかるように説明しています。

そして、最も大切なことは、自分の「履歴書」は自分の実績であるということ、職場を転々としていたのでは人生は明るくならない、また賃金を生み出すということができなければ生活が成り立たない…これが働くということの原点ですと、私なりに伝えているのですが・・・人を育てるといことは本当に難しいことですね。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

